

賠償責任保険 普通保険約款

<目次>

- 第1条 (用語の定義)
- 第2条 (保険金をお支払いする場合)
- 第3条 (お支払いする保険金の額)
- 第4条 (他の保険契約がある場合の保険金の額)
- 第5条 (保険金をお支払いしない場合)
- 第6条 (重複契約の禁止)
- 第7条 (保険期間)
- 第8条 (ご契約時の告知義務)
- 第9条 (ご契約後の通知義務)
- 第10条 (お客様の住所変更)
- 第11条 (保険契約が無効となる場合)
- 第12条 (お客様による保険契約の解約)
- 第13条 (保険契約の取消し)
- 第14条 (重大事由による解除)
- 第15条 (保険料の払込方法)
- 第16条 (保険料の払込み)
- 第17条 (保険料不払の場合の保険金支払)
- 第18条 (保険契約が失効となる場合)
- 第19条 (保険料の返還または請求)
- 第20条 (保険料の増額または保険金の削減)
- 第21条 (保険契約の継続)
- 第22条 (損害発生の場合のお手続き)
- 第23条 (損害防止義務および損害防止費用)
- 第24条 (保険金の請求)
- 第25条 (保険金をお支払いする時期)
- 第26条 (保険金お支払い後の保険金額)
- 第27条 (弊社による損害賠償責任の解決)
- 第28条 (被害者による直接請求権)
- 第29条 (被害者による損害賠償金の請求およびお支払いする時期)
- 第30条 (被害者の特別先取特権)
- 第31条 (保険金請求権の行使期限)
- 第32条 (代位)
- 第33条 (破産)
- 第34条 (訴訟の提起)
- 第35条 (準拠法)

第1条 (用語の定義)

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯された特約条項において使用する用語の

定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合は、この限りではありません。

用語	定義
この約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
普通約款	
お客様	保険契約者をいいます。
被保険者	保険証券等記載の被保険者およびその者と同居する者をいいます。
同居	主たる生活の場として同じ住宅に居住している状態をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
弊社	この保険契約の引受保険業者をいいます。
保険証券	保険契約の成立およびその内容を証明するために、弊社が作成し、郵送または電磁的方法でお客様に交付する書面をいいます。
継続証	保険契約を継続した際に、新たに保険証券を発行しないで、保険証券に代わるものとして、弊社が作成し、郵送または電磁的方法でお客様に交付する書面をいいます。
保険証券等	保険証券および継続証をいいます。
住宅	被保険者が居住する保険証券等記載の戸室または建物をいいます。
損壊	滅失、き損または汚損をいいます。
住宅の貸主	住宅の所有者または転貸人をいいます。
被害者	弊社が保険金を支払う場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すべき住宅の貸主および他人をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
第三者	被保険者および被害者以外の者をいいます。
保険金	この保険契約で対象となる事故により損害が生じた場合に、弊社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。保険金の種類は賠償責任保険金です。
支払限度額	この保険契約で対象となる事故が発生した場合に、弊社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は保険証券等に記載されています。
示談交渉	民事上の紛争を裁判によらず、当事者間の合意で解決するように話し合うことをいいます。
保険期間	弊社が保険責任を負う期間をいい、保険証券等記載の保険始期日（保険期間の初日）に始まり、保険証券等記載の保険終期日（保険期間の最終日）に終わります。
お客様の住所	保険証券等記載の保険契約者の住所をいいます。ただし、第10条（お客様の住所変更）の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。
事故通知日	第22条（損害発生の場合のお手続き）第1項の通知日をいいます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

弊社は、この約款に従い、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償責任保険金をお支払いします。

1 被保険者の責めに帰すべき事由に起因する、次の各号のいずれかの事故により住宅が損壊した場合において、その住宅の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任。

（1）火災。

（2）破裂または爆発。

（3）給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水漏れ。

（4）住宅内における被保険者の死亡を原因として、住宅に汚損損害が発生した場合で、住宅を修理すべき者（注）が賃貸借契約に基づく住宅の修理を速やかに履行しないとき、または住宅を修理すべき者（注）がいないとき。ただし、住宅を修理すべき者（注）が事故通知日からその日を含めて30日以内に、家財保険普通保険約款第3条（保険金をお支払いする場合）第8項（9）の修理費用保険金の保険金請求を行わなかった場合に限りです。なお、死亡については、第5条（保険金をお支払いしない場合）第1項第1号および第2号の規定にかかわらず、その原因を問いません。

（注）被保険者の連帯保証人または法定相続人をいい、他の被保険者および相続財産管理人を含みます。

（5）被保険者の死亡を原因として、住宅の賃貸借契約が終了する場合において、遺品整理を行うべき者（注）が賃貸借契約に基づく住宅の明け渡しを速やかに履行しないために、住宅に存置されている被保険者の遺品を、住宅の貸主において整理しなければならなくなったとき、または遺品整理を行うべき者（注）がいないとき。ただし、遺品整理を行うべき者（注）が、事故通知日からその日を含めて30日以内に、家財保険普通保険約款第3条（保険金をお支払いする場合）第20項の遺品整理費用保険金の保険金請求を行わなかった場合に限りです。なお、死亡については、第5条（保険金をお支払いしない場合）第1項第1号および第2号の規定にかかわらず、その原因を問いません。

（注）被保険者の連帯保証人または法定相続人をいい、相続財産管理人もしくは住宅の賃貸借契約上残置物を引き取るべき者の定めがある場合はその者を含みます。

2 被保険者が、日本国内において、次の各号のいずれかの事故により、他人の身体に障害を与えた場合または財物を損壊させた場合において、その他人に対して負担する法律上の損害賠償責任。

（1）被保険者の住宅の使用または管理に起因する偶然な事故。

（2）被保険者の日常生活に起因する偶然な事故。

第3条（お支払いする保険金の額）

1 弊社は、次に掲げるものに限り、その合計額を、第2条（保険金をお支払いする場合）の賠償責任保険金として、お支払いします。ただし、支払限度額は、1回の事故につき、第2条（保険金をお支払いする場合）第1項（1）から（3）および第2項は1000万円、第2条（保険金をお支払いする場合）第1項（4）は50万円、第2条（保険金をお支払いする場合）第1項（5）は30万円とします。

（1）被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合において、この損害賠償金には、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ま

た、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額を損害賠償金の額から差し引くものとします。

(2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が書面にて弊社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）。

(3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が書面にて弊社の同意を得て支出した示談交渉に要した費用。

2 第2条（保険金をお支払いする場合）の各項によって計算された額の合計額が1000万円をこえる場合においては、弊社がお支払いする保険金は1000万円とします。

第4条（他の保険契約がある場合の保険金の額）

1 弊社は、第2条（保険金をお支払いする場合）の損害を担保する他の保険契約（特定保険業者および保険業法適用除外業者の共済を含む、以下同じ）がある場合には、他の保険契約がないものとして計算された支払責任額の合計額が、法律上の損害賠償責任額をこえるときは、次の各号によって計算した額を、保険金としてお支払いします。

(1) 他の保険契約から保険金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

(2) 他の保険契約からの保険金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払限度額を限度とします。

2 損害が2種類以上の事故によって生じたときは、同種の事故による損害について、第1項の規定をおのおの別に適用します。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

1 弊社は、次の各号のいずれかの事由による損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いしません。

(1) お客様、被保険者またはこれらの法定代理人（お客様または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意。

(2) 被保険者の心神喪失または指図。

(3) 住宅の改築、増築、取りこわし等の工事。

(4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）。

(5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。

(6) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(7) (6) 以外の放射性放射または放射能汚染。

2 弊社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いしません。

(1) 被保険者と被害者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定が、被保険者の法律上の損害賠償責任をこえて被保険者が負担する内容となっている場合は、その法律上の損害賠償責任をこえた部分の損害賠償責任。

<p>(2) 被保険者が、住宅を貸主に引き渡した後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任。</p> <p>(3) 被保険者と同居する者に対する損害賠償責任。</p> <p>(4) 被保険者の職務、業務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>(5) もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>(6) 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。</p> <p>(7) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任</p> <p>(8) 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、飛行機、自動車、自動二輪車（自転車など主動力が人力であるものを除きます。）、銃器（玩具として使用する空気銃を除きます。）、昇降機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。</p>
<p>第6条（重複契約の禁止）</p> <p>この保険契約の被保険者は、重複して弊社の他の賠償責任保険契約の被保険者となることはできません。</p>
<p>第7条（保険期間）</p> <p>保険期間は2年とし、保険証券等に記載された保険始期日の0時に始まり、保険終期日の24時に終わります。</p>
<p>第8条（ご契約時の告知義務）</p> <p>1 お客様、被保険者またはこれらの者の代理人は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって、弊社が告知を求めた次の各号（以下「告知事項」といいます。）について、弊社に事実を正確に告げなければなりません。</p> <p>(1) お客様の氏名または名称</p> <p>(2) 被保険者の氏名または名称</p> <p>(3) 住宅の住所</p> <p>(4) 住宅の用途</p> <p>(5) 他の保険契約の有無</p> <p>2 弊社は、保険契約締結の際、お客様、被保険者またはこれらの者の代理人が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合は、お客様に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。</p> <p>3 第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。</p> <p>(1) 第2項の事実がなくなった場合。</p> <p>(2) 弊社が保険契約締結の際、第2項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。</p> <p>(3) お客様または被保険者が、第2条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生する前に、告知事項につき、書面をもって更正を弊社に申し出て、弊社がこれを承認した場合。なお、更正の申し出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保</p>

険契約締結の際に弊社に告げられていたとしても、弊社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

(4) 弊社が、第2項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合。

4 第2項の規定による解除が、第2条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、弊社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。この規定は、第6項の規定とはかかわりありません。

5 第4項の規定は、第2項の事実に基づかずに発生した第2条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。

6 第2項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第9条（ご契約後の通知義務）

1 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、郵送または電磁的方法により、遅滞なく、その旨を弊社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。

(1) 住宅の用途を変更したこと。

(2) 被保険者が転居したこと

(3) 前各号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険証券等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生したこと。

2 弊社は、お客様または被保険者が第1項（1）から（3）の事実が発生しているにもかかわらず、第1項の手続きを怠った場合には、第1項（1）から（3）の事実が発生した時またはお客様もしくは被保険者がその発生を知った時から弊社が承認請求書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、お客様が第1項の手続きを行ったとしても、弊社が承認していたと認められる場合は、保険金をお支払いします。

3 弊社は、第1項（1）の事実がある場合において、住宅の用途を住宅以外へ変更した場合は、お客様の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求することができます。この規定は、第8項の規定とはかかわりありません。

4 第1項の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、お客様または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく同項の通知をしなかったとき、または、この保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、弊社は、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

5 第4項の規定による解除が第2条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じたときから、解除がな

されたときまでに発生した第2条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害に対しては、弊社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。この規定は、第8項の規定とはかかわりありません。

6 第5項の規定は、当該危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。

7 第3項および第4項の規定は、弊社が、同項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または危険増加が生じたときから5年を経過した場合には適用しません。

8 第3項および第4項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第10条（お客様の住所変更）

お客様が保険証券等記載の住所または通知先を変更したときは、お客様は、郵送または電磁的方法により、遅滞なく、その旨を弊社に通知しなければなりません。

第11条（保険契約が無効となる場合）

保険契約締結の際、次の各号のいずれかの事実があったときは、保険契約は無効とします。

（1）お客様または被保険者が、弊社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたとき。

（2）既に被保険者を同じくする弊社の他の賠償責任保険契約があるとき。この場合には保険始期日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約は無効とします。

（3）お客様が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき

第12条（お客様による保険契約の解約）

1 お客様は、郵送または電磁的方法により、弊社所定の書面にて弊社に通知することにより、この保険契約を解約することができます。

2 弊社は、第1項の規定により、お客様が保険契約を解約したときは、保険料を返還しません。

3 第1項の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条（保険契約の取消し）

お客様または被保険者もしくはこれらの者の代理人の詐欺または強迫によって弊社が保険契約を締結した場合には、弊社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第14条（重大事由による解除）

1 弊社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（1）お客様が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

（2）被保険者が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

（3）被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行

おうとしたこと。

(4) お客様が、次のいずれかに該当するとき。

①反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

②反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

③反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

④法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

⑤その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(5) 前4号に掲げるもののほか、お客様または被保険者が、前4号の事由がある場合と同程度に弊社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2 弊社は、被保険者が第1項(4)①から⑤までのいずれかに該当する場合には、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

(注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

3 第2条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害が発生した後に、第1項または第2項の規定による解除がなされた場合であっても、第1項各号の事由または第2項の解除の原因となる事由が生じたときから解除がなされたときまでに発生した第2条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害に対しては、弊社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。

4 お客様または被保険者が第1項(4)①から⑤までのいずれかに該当することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、第3項の規定は、次の損害については適用しません。

(1) 第1項(4)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害。

(2) 第1項(4)①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害。

5 第1項または第2項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条(保険料の払込方法)

1 お客様は、保険料を口座振替の方法により払い込まなければなりません。

2 前項において、次に掲げる条件をいずれも満たしていなければなりません。

(1) お客様の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が、弊社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関(以下「提携金融機関」といいます。)に、保険契約締結のときに開設されていること。

(2) お客様から弊社への保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日までになされていること。

第16条（保険料の払込み）

1 第1回目の保険料（以下「初回保険料」といいます。）および第2回目以降の保険料の払込みは、それぞれ提携金融機関ごとに弊社の定める期日（以下「払込期日」といいます。）に、指定口座から弊社の口座に振り替えることによって行うものとします。

2 弊社は、保険料の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、払込期日に払込みがあったものとみなします。

3 お客様は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

4 お客様は、初回保険料は保険始期日の属する月の翌月の払込期日に2ヶ月分、第2回目以降の保険料は初回保険料払込期日の翌月以降各月の払込期日に1ヶ月分を払い込まなければなりません。

5 継続契約の場合、お客様は、初回保険料は保険始期日の属する月の払込期日に1ヶ月分、第2回目以降の保険料は初回保険料払込期日の翌月以降各月の払込期日に1ヶ月分を払い込まなければなりません。

第17条（保険料不払の場合の保険金支払）

1 弊社は、お客様が、初回保険料を払い込むべき払込期日にその払込みを怠ったときは、初回保険料の払込み前の事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

2 弊社は、お客様が、第2回目以降の保険料を払い込むべき払込期日にその払込みを怠ったときは、第2回目以降の保険料の払込期日の属する月の保険始期日当日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

3 弊社は、第1項および第2項の規定にかかわらず、保険料を払い込むべき払込期日に払込みがない場合でも、お客様が、当該保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末（以下「保険料払込猶予期間」といいます。）までに当該保険料全額を払い込んだ場合、もしくは、保険料払込猶予期間満了日の翌日以降において、当該保険料全額を支払うべき保険金の額から差し引いた場合には、保険金をお支払いします。

第18条（保険契約が失効となる場合）

1 保険料払込猶予期間までに、払い込まれるべき保険料の払込みがない場合には、保険契約は失効します。

2 第1項の規定により、保険契約が失効したときは、保険料を返還しません。

3 第1項の規定による失効日は、保険料払込猶予期間満了日の翌日とします。

第19条（保険料の返還または請求）

1 弊社は、第8条（ご契約時の告知義務）第2項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。

2 弊社は、第8条（ご契約時の告知義務）第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

3 弊社は、第9条（ご契約後の通知義務）第3項および第4項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。

4 弊社は、第9条（ご契約後の通知義務）第4項の危険増加が生じた場合または危険が

減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

5 弊社は、お客様が第2項または第4項の追加保険料の支払いを怠った場合（弊社が、お客様に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその支払いがなかった場合に限ります。）は、お客様に対する書面の通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、弊社は保険金をお支払いしません。既に保険金を支払っている場合は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じたときより前に発生した第2条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については、この限りではありません。

6 弊社は、第11条（保険契約が無効となる場合）第1項（1）の場合は保険料を返還しません。但し、弊社が、保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたにもかかわらず、保険契約を締結した場合は、保険料の全額を返還します。

7 弊社は、第11条（保険契約が無効となる場合）第1項（2）の場合は、保険料の全額を返還します。

8 弊社は、第11条（保険契約が無効となる場合）第1項（3）の場合は、保険料を返還しません。

9 弊社は、第12条（お客様による保険契約の解約）第1項の規定により、お客様が保険契約を解約したときは、保険料を返還しません。

10 弊社は、第18条（保険契約が失効となる場合）の場合は、保険料を返還しません。

11 第13条（保険契約の取消し）の規定により、弊社がこの保険契約を取り消した場合には、弊社は保険料を返還しません。

12 第14条（重大事由による解除）第1項または第2項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。

第20条（保険料の増額または保険金の削減）

1 弊社は、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。

2 弊社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。

3 第1項および第2項の適用を行う場合は、お客様に書面にて速やかに通知します。

第21条（保険契約の継続）

1 弊社は、この保険契約を継続する際には、保険契約満期日の60日前までに、継続契約の保険金額および保険料を記載した書面（以下「継続案内書」といいます。）を郵送または電磁的方法により通知します。

2 第1項の継続案内書の記載内容に変更すべき事項があるときは、お客様は、この保険契約の満了する日の30日前までに、郵送または電磁的方法により、書面にて弊社に通知しなければなりません。この場合の通知については、第8条（ご契約時の告知義務）の規定を適用します。

3 弊社は、第1項の規定により継続案内書を送付した場合において、お客様より、この

保険契約の満了する日の前日までに、特段の意思表示がない場合には、継続案内書の記載内容と同一の内容で保険契約を継続します（以下「継続契約」といいます。）。以後、継続契約が満了する都度同様とします。

4 弊社は、保険契約を継続した場合には、継続証をお客様に送付します。

5 弊社は、保険契約を継続するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。

6 継続契約に適用する保険料（付帯される特約の保険料を含みます。）は、各継続契約の初日における弊社の保険料の算出方法により計算します。

7 継続契約に適用する普通保険約款、特約条項および保険料は、各継続契約の初日におけるものとします。

8 弊社は、この商品が不採算となり、継続契約の引受けが困難となった場合は、その契約の継続を引き受けないことがあります。

9 弊社は、第5項および第8項の適用を行う場合は、お客様に書面にて速やかに通知します。

第22条（損害発生の場合のお手続き）

1 お客様、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金をお支払いする場合）の事故が生じたことを知ったときは、これを弊社に遅滞なく通知しなければなりません。

2 弊社は、第1項の通知を受けたときは、事故が生じた住宅を調査すること、または収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査すること、もしくは被保険者の所有物を他に移転することができます。この場合の費用（調査会社等へ支払う費用のことをいいます。）については、弊社が給付として調査会社等へお支払いします。

3 お客様、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく第1項の規定に違反したときは、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

第23条（損害防止義務および損害防止費用）

1 お客様または被保険者は、第2条（保険金をお支払いする場合）の事故が発生したことを知ったときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

2 弊社は、第1項の場合において、お客様または被保険者が、第2条（保険金をお支払いする場合）第1項（1）、（2）および（3）の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合、次に掲げる費用（以下「損害防止費用」といいます。）に限り、これを負担します。ただし、第5条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる事由に該当しないときに限ります。

（1）消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用。

（2）消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用。

（3）消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用。ただし、消火活動を行った人の事故に関する費用、消火活動をした人に対する謝礼や損害賠償に要する費用を除きます。

3 お客様および被保険者が故意または重大な過失によって第1項の義務を怠ったときは、弊社が損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認めた額を差し引いて、保険金の額を決定します。

4 第4条（他の保険契約がある場合の保険金の額）第1項の規定は、第2項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第4条（他の保険契約がある場合の保険金の額）第1項の規定中「別表1に掲げる支払限度額」とあるのは、「第23条（損害防止義務および損害防止費用）第2項によって弊社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

5 弊社は、第2項の負担金と第2条の保険金との合計額が保険金額をこえるときでも、第2項の負担金をお支払いします。

第24条（保険金の請求）

1 弊社に対する保険金請求権は、第2条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生したときから発生し、これを行使することができるものとします。

2 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券等に添えて、次の書類または証拠のうち、弊社が求めるものを弊社に提出しなければなりません。

（1）保険金の請求書

（2）損害見積書

（3）他の保険契約の有無および内容（既に当該保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。）を確認するための書面

（4）その他、弊社が第25条（保険金をお支払いする時期）第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に、弊社が交付する書面等において定めたもの

3 弊社は、事故の内容または損害の額等に応じ、お客様または被保険者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または弊社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、弊社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

4 お客様または被保険者が、正当な理由がなくて第3項の規定に違反した場合または第2項もしくは第3項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

第25条（保険金をお支払いする時期）

1 弊社は、被保険者が第24条（保険金の請求）第2項の手続きを完了した日（以下、「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。

（1）保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

（2）保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

（3）保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係

(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

(5) 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、弊社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

2 第1項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、弊社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、弊社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

(1) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。 180日

(2) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会。 90日

(3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における第1項各号の事項の確認のための調査 60日

(4) 第1項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

3 第1項または第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、お客様または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。

4 弊社は、第1項または第2項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払いします。

第26条(保険金お支払い後の保険金額)

弊社が保険金をお支払いした場合においても、この保険契約の支払限度額は減額されません。

第27条(弊社による損害賠償責任の解決)

1 弊社は、必要と認めたときは、損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、弊社の求めに応じ、その遂行について弊社に協力しなければなりません。

2 弊社は、被保険者が、正当な理由がなく第1項の協力に応じないときは、保険金をお支払いしません。

第28条(被害者による直接請求権)

1 被害者は、次に掲げる場合に弊社に対して第2条(保険金をお支払いする場合)に定める賠償責任保険金の支払を請求することができます。

(1) 被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合。

(2) 被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で、書面による合意が成立した場合。

(3) 被害者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合。

(4) 被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合。

①被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明。

②被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(5) 第2条（保険金をお支払いする場合）第1項（4）または（5）に該当した場合。

2 弊社は、第1項の請求がなされた場合に、被害者に対して第2条（保険金をお支払いする場合）に定める賠償責任保険金をお支払いします。ただし、支払限度額（弊社が既に支払った保険金がある場合は、その金額を差し引いた額）を限度とします。

3 弊社は、被害者による賠償責任保険金の請求が、被保険者（注）の保険金の請求と競合した場合は、被害者に対して優先して、保険金をお支払いします。

4 第2項の規定に基づき弊社が被害者に対して保険金の支払を行った場合は、その金額の限度において弊社が被保険者（注）に、その被保険者（注）の被る損害に対して、保険金をお支払いしたものとみなします。

（注）第1項（5）に該当した場合は、第2条（保険金をお支払いする場合）第1項（4）または（5）の注記にある者を含みます。

第29条（被害者による損害賠償金の請求およびお支払いする時期）

被害者が第28条（被害者による直接請求権）の規定により損害賠償金の支払を請求する場合は、第22条（損害発生の場合のお手続き）、第24条（保険金の請求）、および第25条（保険金をお支払いする時期）の規定を準用します。

第30条（被害者の特別先取特権）

1 被害者は、賠償責任保険金を請求する権利について特別先取特権（法律で定められた一定の債権を有する者が債務者の財産から他の債権者に優先して弁済を受ける権利）を有します。

2 被保険者は、第1項の被害者への債務について弁済をした額、または被害者の承諾があった額の限度においてのみ、弊社に対して保険金を請求できる権利を行使することができます。

第31条（保険金請求権の行使期限）

第2条（保険金をお支払いする場合）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行行使することはできません。

(1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任保険の額について、被保険者と損害賠償責任権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合。

(2) 賠償責任請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合。

第32条（代位）

1 損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

<p>(1) 弊社が損害の額の全部を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額</p> <p>(2) 前号以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額</p> <p>2 第1項第2号の場合において、弊社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、弊社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。</p> <p>3 お客様および被保険者は、弊社が取得する前2項の債権の保全および行使ならびにそのために弊社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、弊社に協力するために必要な費用は、弊社の負担とします。</p>
<p>第33条 (破産)</p> <p>1 弊社が破産手続開始の決定を受けたときは、お客様は保険契約を解除することができます。</p> <p>2 お客様が第1項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。</p>
<p>第34条 (訴訟の提起)</p> <p>この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。</p>
<p>第35条 (準拠法)</p> <p>この約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。</p>